令和７年１２月１７日

担当課	監理課
担当者	難波、菊池
内　線	４１３３、４１３７
直　通	２２６－７４６３

お　知　ら　せ

建設業法による指示処分

建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２８条第１項の規定により、次の建設業者に対し、監督処分（指示処分）を行ったのでお知らせします。

記

１　処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社とまの塗装店（とそうてん）	代表者氏名	笘野（とまの）　まひる
主たる営業所の所在地	備前市穂浪３８８４－６		
許　可　番　号	岡山県知事許可（般－７）第８０４９号		
許可を受けている建設業の種類	塗装工事業、防水工事業		

２　処分をした日
令和７年１２月１６日

３　処分の内容
建設業法第２８条第１項の規定による指示
①　今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知徹底すること。
②　建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修及び教育の計画を作成し、役職員に対し、継続的に必要な研修及び教育を行うこと。
③　上記①及び②について、同社が講じた内容を文書により報告すること（研修会を実施した場合は、その状況写真を添付すること。また、上記以外の措置を講じた場合は、併せて報告すること。）。

４　処分の原因となった事実
（株）とまの塗装店は、令和２年５月１１日に提出した建設業許可の更新申請及び令和４年２月１４日に提出した建設業許可の追加申請に当たり、既に就任していた取締役（平成１３年３月３１日就任）について建設業法第１１条第１項に規定する変更届出書（以下、「変更届」という。）を提出することなく、また、許可申請の添付書類である「役員等の一覧表」及び「許可申請者（法人の役員等）の調書」に就任した取締役を記載することなく申請し許可を受けたことが、令和７年１０月２８日に受理した役員等の就任等に係る変更届により判明した。
このことは、建設業法第５条、第６条及び第１１条に違反するため、同法第２８条第１項に基づき指示処分とする。